産 商 商 第 9 号 平成27年5月19日

イズミヤ株式会社 代表取締役 四條 晴也 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について (通知)

平成26年9月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法 (以下「法」という。)の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イズミヤ六地蔵店 京都市伏見区桃山町西尾12番1
- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

## 3 付帯意見

予測によれば、ピーク時の空き台数が5台と少ないため、届出者においては、駐車場の満車時には空きスペースに来店車両を円滑に誘導するなど、周辺交通に影響を及ぼさないよう努めることが望まれます。

#### 意見理由

## 1 現在の状況 (立地状況等)

当該商業施設は,都市計画上の近隣商業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側には道路を隔てて遊戯施設及び商業施設、東側はマンション、診療所及び店舗等、西側にはガソリンスタンド、道路を隔てて飲食店、商業ビル等、南側にはJRの線路を隔てて住宅等が立地している。

# 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、変更後の駐車場の運用 や減少する駐車スペースの今後の活用等についての質問が出された。

#### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

## 4 市の見解

今回の変更は、駐車場の収容台数の減少であるが、変更後も指針台数を上回る台数を確保している。

また、営業実績及び予測によると、ピーク時においても、変更後の収容台数でも 空き台数があるため、不足が生じる恐れは少ないと考えられることから、今回の変 更による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、予測によれば、ピーク時の空き台数が5台と少ないため、届出者においては、駐車場の満車時には空きスペースに来店車両を円滑に誘導するなど、周辺交通に影響を及ぼさないよう努めることが望まれる。